

添付④ 合唱団『男声合唱を楽しむ会』会則【内規】

改定 R

1. 会費徴収特例

会員自身から休会の申し入れがあった場合、又は止むを得ない事情がある場合には会費徴収を見合わせる。但し、療養などの、やむを得ない事情があった場合に限る。

2. 新規入会者の会費の徴収は、第1練習日に入会の場合は当月分から、第2練習日、又は第2練習日以降に入会の場合は、翌月分から徴収する。

3. 謝礼

(1)磯部先生謝礼は、午前、午後とも8000円とする。磯部先生が不都合の場合の代理指揮者の謝礼も同額とする。ピアニストが帯同した場合は個々に詮議する。~~原則として同額とする。~~ △

(2) (削除)

(3) 合宿、発表会などの諸行事、及びリハーサルなどに参加の場合は、相当の謝礼を支払うものとする。~~(役員会又は、役員にて決定)~~ △

(4) ~~年中、年末には適宜、お中元、お歳暮に代えて寸志として 5000 円を贈る。(役員会にて決定) △~~
~~(現金で8000円を目安)~~ △

(5) 指揮者、又はこれに準じる会外者が、会が主催する合宿、親睦会、又はこれに準じるもの、及び打ち合わせなどに出席を得た場合の経費、お茶代などは会の予算で負担するものとする。但し、参加者の簡易的な合意を得て参加者で、一部、又は全額を参加者自身の負担とする事が出来る。

(6) 実施日が2ヶ月の余裕を切って例会を中止した場合は謝礼対象とする。

4. 慶弔扱い

(1) 会員の慶弔に関して慶弔金は一律5000円とし、会費より充当する。
弔事においては弔電を打つものとする。

(2) 会員家族の慶弔に関しては、可能な限り会員への連絡をするに留める。

5. 会費の臨時徴収

サロンコンサートなど、大規模行事開催に際しては、会費の運用状況に応じて当年度予算 収支のため臨時徴収を行う。 △

(徴集金額については役員会にて協議の後、会員の合意を得る)

事情により行事に参加しなかった場合、原則として徴収した臨時徴収費は返還しない。

但し、真に止むを得ないと判断される場合に限り返還する。(役員会にて決定)

6. 会員定義

本人から申し出があった場合、期間を限って活動する会員を準会員と定義する以外は、会費の徴収など、会員と同等の扱いとする。

7. 総会、役員会に於ける議決権

役員会、総会実施日において、退会、及び休会にある会員及び役員は、議決権を有しない。

8. 例会の中止

- ・暴風大雨警戒注意報が発令された場合は、例会開催を見合わせる。
- ・コロナ流行など、状況により例会開催を中止し、休会とすることがある。

《付則》本内規の内容を会外に口外することとはご遠慮下さい。

改 NC 平成 16 年 12 月 改 A 平成 18 年 12 月 改 B 平成 21 年 12 月 改 C 平成 22 年 12 月
改 D 平成 24 年 12 月 改 E 平成 25 年 12 月 改 F 平成 26 年 12 月 改 G 平成 27 年 12 月
改 H 平成 29 年 12 月 改 J 平成 30 年 12 月 改 K 2019 年 12 月 改 L 2020 年 12 月
改 M 2021 年 12 月 改 N 2022 年 12 月 改 P 2023 年 12 月 改 Q 2024 年 12 月
改 R 2025 年 10 月